

新型コロナウイルス感染症対策「県立勝田高等学校 学校再開ガイドライン」

1 感染症対策

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉、密集、密接）」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である。なお、「3つの密」が同時に重なる場を避けることはもちろんであるが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされる。

ここでは、(1)～(6)の項目について、本校の感染予防対策を示した。

*学校再開に当たって、「保健だより 6月号」に感染症対策をまとめ、全生徒、全職員に配布している。

(1) こまめな手洗い、手指消毒

- ・流水と石けんでの手洗いを基本とする。
- ・流水による手洗いができない場合などに、アルコールの手指消毒液を使用する。（教室を含む校内 28 か所に設置する）
- ・外から建物内に入る時、トイレの後、昼食の前後等、こまめに行う。
- ・洗面所に石けんを常備しておく。
- ・トイレ使用や手洗いが密集しないように工夫する。（手洗い時間の確保と、学年別に手洗い場を割り当てる）

(2) マスク着用

- ・教室内でもマスクの着用を徹底するとともに、一定の間隔を空けるように工夫する。
 - ・生徒自身のマスクが使用不能になった場合に備え、予備のマスクを学校で用意しておく。
 - ・必要に応じ、教育活動において手作りマスクを作成するなどの対応をする。（保健だより 4月号で紹介）
※R2.3.26 保体第 1815 号「各学校等における教育活動の再開に向けたマスクの準備について（通知）」
 - ・熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、その際は、換気や生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をする。
 - ・体育等の運動を伴う活動では、マスクの着用は必要ないが、フィジカルディスタンス（身体的距離の確保）に配慮をする。
- ※「マスク熱中症」への注意喚起をする。（こまめな水分補給や首や額を冷やすなど）

(3) 共用部分の消毒

- ・濃度 0.05%に薄めた次亜塩素酸ナトリウム液で、ドアノブ、手すり、スイッチなどの多くの生徒が触れる場所を拭く。
- ・0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液は、市販の漂白剤を薄めて作ることができる。
- ・1日1回以上は消毒を実施する。
- ・消毒用エタノールが入手困難な状態が続いているため、学校における施設の消毒にあたっては次亜塩素酸ナトリウム液を積極的に利用する。ただし、次亜塩素酸ナトリウム液は腐食しやすい物品には使用しない。
- ・ドア（ドアノブ含む）や水道蛇口などに触れる回数を減らす（ドアの開放など）。

※教室・洗面所・トイレ清掃監督者が、清掃時に共有部の消毒を実施する。（消毒液、ゴム手袋、消毒法資料等配布済み）

(4) 換気は、2方向の窓を同時に常時開放

- ・2方向の窓を広く開ける。※対角線上の窓を開けることが効果的
- ・窓のない部屋は、入りの開放、換気扇を用いるなどの対応をとる。
- ・体育館等の広い部屋でも、窓の開放等により換気を行う。
- ・授業中も、2方向の窓を開けておくことが望ましい。
- ・最低でも、休み時間ごとに換気を行う。
- ・教室等のドアは、換気の目的とあわせて、生徒が共用部に触れないように開放しておいてもよい。
- ・冷暖房設備の使用時においても、換気の時間を設定する。

(5) 毎朝の検温（登校前に自宅）と健康状態の確認（自宅・学校）

- ・家庭との連携により、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行う。
- ・発熱等の風邪の症状がある場合には、学校に連絡して、自宅で休養させる。
- ・登校時に、生徒の検温結果及び健康状態を確認する。

※「健康観察記録表」を毎月配布する。毎朝、自宅で検温や健康状態を記録し、発熱等の風邪症状がある場合は学校に連絡して、自宅で休養させる。

(6) 非接触型体温計を整備（8月以降の予定）＊入手困難のため

- ・登校後は、教室へ入る前に、検温（家庭で検温していない場合）、手洗い、手指の消毒等をする。
- ・熱が通常より高い等の症状があり、感染が疑われる場合は、保護者に連絡して迎えに来てもらい自宅休養とする。その場合、他の生徒等との接触を可能な限り避けられるように別室で待機させるなどの配慮をする。

2 登下校

- (1) マスクを着用する。熱中症のおそれがある場合は、着用しないこともできる。
- (2) 周囲との間隔を1メートル以上空け、会話を控える。
- (3) 信号待ち、校門、昇降口等での密集が起こらないよう指導する。
- (4) 電車やバスによる通学
 - ・マスクを着用し、会話を控える。
 - ・可能な限り間隔を空けて乗車する。

3 授業

(1) 机の配置等

- ・対面での配置をしない
- ・机の間隔を確保する。
- ・特別教室等で固定式の机で対面となる場合は、可能な限り座席の間隔を確保する。
- ・座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせるなど、柔軟に対応する。

(2) 大声での発言等を控える

- ・近距離での会話や発声等も避ける。

(3) 共用の教材・教具・情報機器等は使用前に必ず消毒

- ・実験台・実験器具等、使用前に消毒をする。

(4) 保健体育（体育）

- ・全ての運動領域において、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。ただし、生徒が密集する運動、近距離で組み合ったり接触したりする運動については、実施内容を検討する。
- ・指導順序の変更や家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、指導計画の見直しを検討する。
- ・運動不足や体力の低下が懸念されるため、準備運動や整理運動を十分に行うとともに、運動時間や運動強度を調整する。

① 感染症対策について

- ・健康観察を行う。
- ・換気をこまめに行う。
- ・密集、密接を避ける（着替え、集合、活動中等）。
- ・共有の用具や器具は適切に消毒する。
- ・授業前後の手洗いを徹底する。

② その他

- ・適切に熱中症対策を講じる。
- ・「マスク着用の必要性」及び「水泳授業の取扱い」については、保健体育課（学校体育担当）からの令和2年5月22日付け事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」及び「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」を参考に、柔軟に取り組む。

(5) その他

- ・実習の前後の手洗いを徹底する。
- ・次の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）」のレベル2地域における留意事項を参考に、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討する。

〔感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動〕

- ・理科「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽「室内で生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏」
- ・美術「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・保健体育（体育）「生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

4 学校行事

(1) 行事の精選

- ・学校行事は、子どもたちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討する。
- ・感染症予防の対策を講じることが難しい学校行事は、中止を含めて検討する。

(2) 実施方法や内容の検討、実施時期の設定

- ・学校行事を実施する場合は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮する。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事を実施する場合は、訪問先の自治体の状況を踏まえ、キャンセル料が発生することがないよう早い段階において、延期、日程の短縮、行き先の変更等、選択肢を広げて検討する。状況によっては、中止も選択肢に入れて対応する。

5 部活動

【運動部活動】

- ・可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。
- ・各競技団体より、別途通知が発出されている場合は、通知内容を基に活動内容を検討する。
- ・生徒の検温、健康観察を行い、風邪等の症状がある場合は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
(指導者も同様)
- ・運動不足や体力の低下が懸念されるため、まずは、体力の回復につながる運動を一定期間行い、徐々に運動時間や運動強度等を増やしていくことが望ましい。特に、適切に熱中症対策を講じるとともに、新入生の練習参加については、十分な配慮を行う。
- ・活動再開に当たっては、活動目的や活動内容及び計画について、生徒・保護者に十分な説明を行った上で実施するとともに、参加を強制しない。
- ・「茨城県部活動の運営方針」を準拠し、短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組む。

(1) 感染症対策について

①活動場所について

- ・屋内で実施する場合は、こまめな換気や消毒液を設置するとともに、生徒が手を触れる箇所の消毒を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。

②用具等について

- ・器具や用具等については、消毒できるものは使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

③その他

- ・ミーティングは、密集を避け、指導者と生徒、生徒間の距離（1mを目安）を空けて実施する。
- ・部室、更衣室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。

(2) 練習試合、合宿の実施について

- ・会場への移動時や会場での更衣室の利用時など、スポーツ活動以外の場面も含め、学校として責任をもって感染症対策を行う。
- ・県外の学校との練習試合、合宿は、今後の感染状況や競技の特性を考慮した上で、実施を妨げるものではない。なお、部活動を担当する教員のみで決定するのではなく、学校として実施の必要性を協議し判断する。

【文化部活動】

- ・文化部活動の特性を踏まえ、運動部活動に準じて対応する。

6 昼食

- (1) 食事をする際は、対面での机配置をしない。また、座席の間隔を確保する。
- (2) 食事をする際は、できる限り会話を控える。
- (3) 教室以外の場所も開放し、食事場所をできる限り分散する工夫をする。

7 休み時間

- (1) 会話をする際には、適切な距離を保つ。
- (2) お互いの体が接触するような遊びは行わない。

8 図書館

- (1) 図書館利用前後には手洗いをするルールを設けて徹底する。
- (2) 生徒が利用する時間帯を分散させる工夫をする。
- (3) 図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能を維持する。
- (4) その他
 - ・公益社団法人日本図書館協会「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日公表）を参考にする。

9 清掃活動

- (1) 床の清掃時等は、ウイルスが飛散しないように注意する。
- (2) 換気のよい状態で、マスクをした上で行う。
- (3) 掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをする。

10 熱中症対策

- (1) 近年の猛暑に対応するため、7月～8月の授業では、特に、熱中症の対策に配慮する。
- (2) 暑さ指数（WBGT値）を踏まえた授業を行う。
 - ※WBGTとは、気温、湿度、輻射熱の3つの指標を取り入れた温度の指標（環境省HP）
- (3) 学校の教育活動全体において、適宜、水分補給ができるよう配慮する。
- (4) 温度や湿度などの室内環境にも配慮し、空調設備と換気を併用する。

11 学びの保障

- (1) これまでの家庭学習（課題、オンライン学習等）による学習の理解及び定着状況を確認するため、課題を4/14～5/6、5/7～5/31の2回に分けてそれぞれ評価する。さらに、定着を深めるため、必要に応じて5/11～6/5の分散登校時に課題の解説や小テスト等を実施する。
- (2) 学習内容が定着していない生徒には、別途、個別の補講の実施や課題などで必要な措置を講じる。
- (3) 学校再開後も動画および課題の配信、双方向型オンライン学習等、ホームページやClassi等のICTを活用した家庭学習と学校における授業を組み合わせ、生徒の学びの保障に努める。

12 生徒の出欠の扱い

- (1) 授業日に、新型コロナウイルス感染症に関連して学校を休む場合は、保護者からの連絡を受けて「出席停止・忌引の日数」として記録し、欠席扱いとしない。
- (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合、まず、保護者から事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るように努める。

13 PCR検査を受ける場合等の出席の判断（参考：添付資料1）

- (1) PCR検査を受ける場合
 - ・生徒等が検査を受けることを高校教育課に報告する。
 - ・検査結果を高校教育課に報告する。
 - ・PCR検査を受けた者は、結果判明まで出席停止とする。なお、結果判明後も十分に健康観察を行う。

(2) 感染者及び濃厚接触者が出た場合

① PCR検査で陽性となった場合（感染者が出た場合）

- ・完治するまで出席停止（PCR検査で陰性、病院等からの許可）
- ・学校で感染者が出た場合は、感染者の学校内での活動状況や地域の感染拡大状況を踏まえ、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業の措置を検討する。

※休業の範囲については以下のようなことが考えられる。

① 他学級との交流なし ⇒ 学級単位の休業

※欠席していたなど、学級内においても交流が認められない場合はこの限りではない。

② 他学級との交流あり ⇒ 学年単位の休業

③ 他学年との交流あり ⇒ 学校全体の休業

④ 活動範囲の把握困難 ⇒ 学校全体の休業

② 濃厚接触者の特定

- ・濃厚接触者は、PCR検査の結果が陰性であっても、感染者と最後に接触した日から14日間出席停止とする。
- ・濃厚接触者の特定については、保健所が感染者本人に行動履歴等をヒアリングするが、学校でも把握に努める。

【濃厚接触者とは】

◇ 患者が発病した日の2日前から接触した者のうち次に該当する者

- ・感染が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者
- ・対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内で15分以上）で感染予防なしで患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用有無等から総合的に判断）

(3) 感染者が出た場合の学校の対応

- ・校内の消毒を十分に行う。
- ・濃厚接触者だけでなく、生徒、教職員全員の健康観察を徹底する。

14 生徒の心のケア

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心として、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、生徒の健康観察、心のケアに適切に取り組む。学校再開後に、登校しない日が数日続く生徒には、家庭訪問等を実施し早めに対応する。
- (2) 新型コロナウイルス感染に対する不安等で登校できない生徒に対しては、電話による相談だけでなく、Web会議システムにより生徒の顔を見ながら話をする等、ICTの活用を検討する。

15 重症化のリスクの高い生徒等への対応

- (1) 医療的ケアを必要とする生徒が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認のうえ、個別に登校の判断をする。その際、学校での受入れ体制も含め、学校医に相談する。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認のうえ、登校の判断をする。

16 教職員の感染症対策

- (1) 教職員においては、生徒等と同様、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫

を飛ばさないよう、マスクを着用する。

- (2) 毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状がみられる場合は、自宅で休養する。
- (3) 教職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。
- (4) 職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散して勤務する等も考えられる。
- (5) 職員会議等を行う際には、最小限の人数にしばること、換気をしつつ広い部屋で行うこと等の工夫や、Web会議システム等を活用することが考えられる。

17 夏季休業中の授業日の設定

臨時休業により実施できなかった授業を補うために、夏季休業中に3週間程度の授業日を設定する。加えて、進学特講等で授業日を設定してもよい。

なお、夏季休業中の授業日の設定に係る提出書類は、令和2年4月13日付け、高教第86号「新型コロナウイルス感染症に係る県立高等学校等の臨時休業について（通知）」を参考にする。

【夏季休業中の3週間程度の授業日の設定】

- (1) 土日祝日には設定しない。
- (2) 授業時数の標準
 - ・全日制は60とする（表：夏季休業中の授業時数（全日制）の算出例）。
 - ・定時制は40とする（全日制の2/3）。
- (3) 設定する授業日数等
 - ・授業日数、1日あたりの授業時数、総授業時数は、臨時休業期間中の生徒の家庭学習の状況等に応じて判断する。
 - ・実施する教科等は、生徒の学習状況に応じて判断する。
- (4) その他
 - ・授業数の設定にあたっては、ホームルーム活動の内容の「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成」等に十分配慮する。

表 夏季休業中の授業時数（全日制）の算出例

内容		設定時数
臨時休業期間中の授業時数（40日×6校時、4/6～6/7）		240
設 定 時 数 240の内訳	①学校行事（入学式、始業式、生徒総会、体力テスト等）	20
	②家庭学習（40日×1日4時間） ※アンケート結果から、家庭学習は1日あたり4時間を基準とした ・家庭学習の内容は、課題、オンライン学習等 ・学習内容の定着は、分散登校での小テストで確認等	160
	③夏季休業中の授業時数	60

※設定時数は、臨時休業期間中の授業時数を240として、①学校行事20、②家庭学習160を除き、③夏季休業中の授業時数60を算出した。

【本校における臨時休校に伴う授業補充のための登校日について】

土曜日の活用 6／13（土） 50分×4時間 特編時間割

6／20（土） 50分×4時間 特編時間割

夏季休業期間 7／27（月）～31（金） 保護者面談（45分×5時間 特別時間割）

8／3（月）～7（金） 3年4時間+課外， 1・2年4時間

（6／1（月）～4（木） （Stage2の対応で授業日とし，各クラス12時間実施）

（6／5（金 創立記念日）（Stage2の対応で授業日とし，各クラス3時間実施）

県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策

「県立勝田高等学校 チェックリスト」

茨城県立勝田高等学校

記入日 令和2年 月 日

以下の項目について、定期的にチェックして、学校全体で感染症予防に取り組んでいます。

1 新型コロナウイルス感染症の正しい知識と理解

- ☐ (1) 正しい感染予防策の指導
 - ・LHR等で、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止策について正しく理解できるように指導している。
- ☐ (2) 新型コロナウイルスの感染予防の啓発
 - ・掲示板にマスクの着用、手洗い場に正しい手の洗い方等の啓発用ポスターを掲示してある。
 - ・保健だより等で、学校の感染予防対策の周知を図っている。

2 学校における感染予防対策

ガイドラインをもとに、各項目で3密（密閉、密集、密接）を避ける等、適切な指導をしている。

- ☐ (1) 登校前（体調観察、検温等）
- ☐ (2) 登下校（マスクの着用、手の消毒、手洗い等）
- ☐ (3) 授 業（教室、特別教室、実験、実習、体育等に応じた対策）
- ☐ (4) 昼 食（食事前の手洗い、大声での会話を避ける、対面での机の配置を避ける等）
- ☐ (5) 昼休み（教室以外の昼食場所の設定等）
- ☐ (6) 部活動（部室の使用法、練習方法、ミーティング等）
- ☐ (7) その他（共有部の消毒、集会を放送で実施等）

3 体調が悪い生徒等に対応する体制づくり（新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合）

- ☐ (1) 専用の休養場所が確保してある。添付資料2
- ☐ (2) 連絡体制（管理職への情報集約、保護者への連絡と対応）の明確化と共有ができている。添付資料2
- ☐ (3) PCR検査を生徒等が受けた場合の校内の報告手順、学校から県への報告手順が明確化してある。

添付資料1

4 環境整備

- ☐ (1) 職員室、会議室等の換気をしている。
- ☐ (2) エアコン稼働時にも換気をしている。
- ☐ (3) 手指消毒液の設置及び積極的な活用を指導している。
手指消毒液が手に入らない場合は、石けんと流水を基本とするこまめな手洗いを指導している。
- ☐ (4) 共有の場所（手すり、水道蛇口、スイッチ等）を定期的に消毒している。

5 生徒の心のケア等

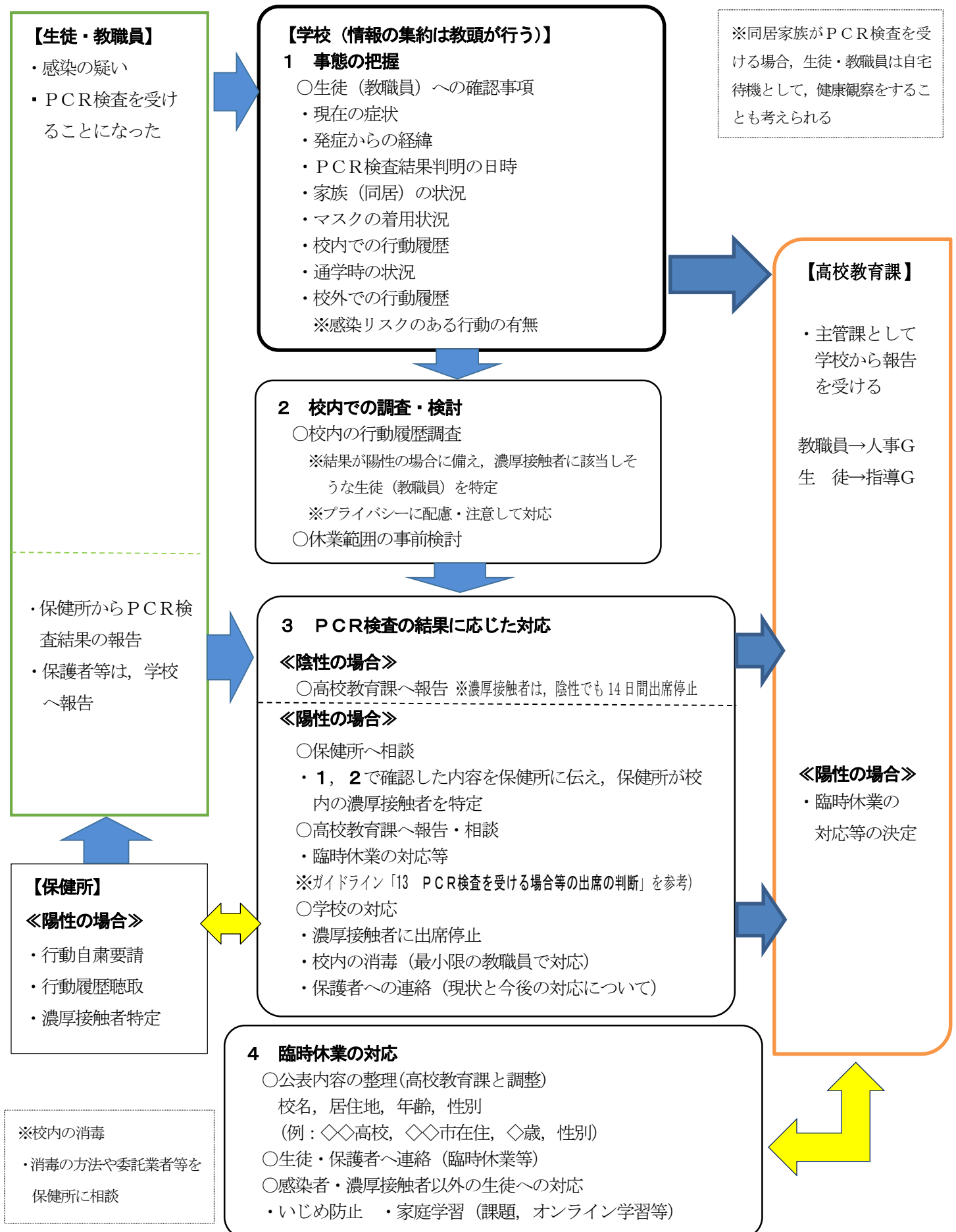
- ☐ (1) 健康相談、カウンセラー等の支援、家庭訪問等を行う体制が整っている。
- ☐ (2) 感染者等に対する偏見や差別によるいじめの防止に取り組んでいる。

6 その他

- ☐ (1) 暑い時期は、熱中症対策も十分に注意して授業等を実施している。
- ☐ (2) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底している。

添付資料 1

PCR検査を生徒等が受けることになった場合の学校の対応



添付資料 2

学校内で生徒等に感染の疑いがある場合の緊急対応

